

推薦決定 前川おさむ後援会は 坂本てつし衆議院議員

前川後援会からの報告

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々な議論がなされましたが、最

わたしの決意

政治家を志し、早くも二十年前に選挙に挑みましたが、この間様々な選挙に係わってまいりました。特に県議になり十五年間、政党政治に身を置く者として議会におけるわたしの足場を自民党として県政と菊池市の発展の為に粉砕の想いで頑張ってきたつもりです。

とてもとても市民の皆様にも満足頂いてとは思っていませんし、まだまだ課題山積ではありますが、ただひとつだけ自身で政治家としてつらぬいてきたことがあります。それは決して「ブレない」こととあります。自民党の県議であることは、市民の皆様にとってほとんど意味のないことか

最終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。政権選択の選挙となる、次期総選挙。戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追求してきた「自民党」と「坂本てつし」候補予定者の必勝を祈念致します。

前川後援会

会長 西岡史郎



しれません、しかし自民党の県議だったから、菊池市のために出来たこともありません。政党政治を市民の皆様にも押し付けるつもりはありません、政治は時として厳しい選択や苦しみを産むこともあります。しかし県政も国政も明確な政党政治であります。各級選挙において筋を通すことがわたしの政治姿勢であり、坂本てつし衆議院議員の自民党入党のときから、その決意は変わることはありません。次期総選挙において自民党公認「坂本てつし」候補予定者の必勝がわたしの使命であります。

自民党熊本県連幹事長 前川 收

Osamu Maekawa
前川おさむ後援会
事務所/〒861-1307 菊池市片角325-1
TEL0968-24-2171 FAX0968-24-2855
Homepage <http://www16.plala.or.jp/osamu-m/>

新風

SHINPU
Vol.30

あなたと共に郷土づくり

前川おさむ県政だより

平成20年11月

深秋の候、皆様にはご健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。さて、皆様にお届けしております県政便り「新風」も、市議時代の創刊から三十号を数えるに至りました。もつと発刊をまめにこなすべくではあります。が、生来の筆不精、ついつい発刊が遅れてしまうことをお許しください。と思います。

Present Condition Report
近況報告

振り返りますと、昨年五月、自民党県連政務調査会長・県議団政策審議会議長。新しく立ち上げられた道州制問題特別委員会委員長に就任。九月には、自民党県連幹事長に就任。安倍総理辞任に伴う総裁選(全国)に先駆けて党員投票を実施。九月県議会において県議団を代表して代表質問。十月には、知事選検討委員会を県連内に設置、委員長に就任。



自民党総裁選の候補者の皆さんと...

今年に入り一月には、東大教授浦島郁夫氏に知事選出馬要請し自民党県連として「出馬要請した公認以上に重い候補者」と位置づけ、知事選突入。三月の知事選において蒲島知事誕生。六月県議会には、蒲島新知事に自民党県議団を代表し質問(異例の二回連続の代表質問でした)。九月には、福田総理の突然の辞任に伴う二年連続の総裁選挙。九月県議会の川辺川ダム問題の知事表明。熊本二区候補者問題。そしていよいよ第四十五回衆議院総選挙にむけた準備。ざつと振り返っても本当にめまぐるしい日々連続であります。

前川 收

坂本てつし
Tetsushi Sakamoto

いま!
地方が叫ぶとき!!

おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、そして働く皆さん、若い皆さん、お元気ですか。いろいろな不安も心配もあると思います。しかし、坂本てつしは現場を歩き、ふつうの生活感覚を大切に、必ず安心できる社会をつくりたい。そのために全力で走り回ります。坂本てつしを使ってください。そして、皆さんと一緒に素晴らしい国、地域をつくりましょう。

正しいことを実行するために!

坂本てつしの5つの主張

- 1. 農業政策**
農業を再生させるには一定の所得の確保が必要。民主党のバラキ型の農業戸別所得補償でなく、実績や経営形態、農業への専従度、集落の環境保全活動に、その度合いに応じて一定額を補償する「直接支払制度」を充実させ、「農業政策の転換」に着手。農村従事者の所得を安定させることで、担い手や後継者を育成し、農業の再生と安定化を図ります。
- 2. 格差・経済対策と雇用の安定**
中小企業への金融支援策を拡充。また、地方への企業誘致を進め、正規雇用を増やします。さらに、地方の税財源の偏在を是正するために、地方分権化を推進します。
- 3. 社会保障**
後期高齢者医療制度を見直し。年金・医療・介護は、随時見直しと国民的議論が不可欠。必要な財源確保には公務員制度改革を進め、徹底した行政のムダをなくします。
- 4. 教育改革・人材育成**
教育現場の声を大切にし、教育の改革を進めます。多様な家庭環境の変化に柔軟に対応し、地域連携の教育を再生します。また、留学生の増加を促し日本の人材を確保します。
- 5. 地球環境対策**
新エネルギー・省エネルギーの技術開発により、低炭素社会を実現します。日本の最先端技術を世界に普及させ、環境分野でのリーダーシップを発揮します。国内において「もったいない精神」で循環型社会をつくりたい。

菊池市に大型工業団地 県が整備へ 12年度完成 半導体関連の誘致図る

県は、菊池市に半導体関連の大型工業団地を整備する。12年度完成を目指す。半導体関連の誘致を図る。県は、菊池市に半導体関連の大型工業団地を整備する。12年度完成を目指す。半導体関連の誘致を図る。



旭志川辺工業団地(仮称)のイメージ

- #### 旭志川辺工業団地整備事業(仮称)の概要
- 事業主体…熊本県
 - 事業予定地…菊池市大字川辺地内(川辺工業団地の北東側地域)
 - 開発規模…約23ha
 - 対象業種…製造業
 - 概算事業費…約27億円
 - 事業スケジュール(予定)
 - 平成20年度…環境調査(地下水保全地域)
 - 平成21年度…環境調査、農地転用手続き、用地交渉
 - 平成22年度…用地交渉、基本設計、実施設計
 - 平成23年度…実施設計、造成工事
 - 平成24年度…造成工事
 - 平成25年度…分譲開始



造成決定!!

旭志川辺工業団地(仮称)

前川県議が取り組んできた企業誘致の受け皿となる県の臨空工業団地の第二弾として、旭志川辺工業団地(仮称)整備事業が決定しました。

総面積二十三ha、総事業費約二十七億円のこの事業は、蒲島県政の「稼げる熊本づくり」の柱のひとつで、県内唯一の県が造成する工業団地です。

厳しい財政状況の中で、決定した事業で、県の企業誘致の切り札として期待されており今年から事業が動き出します。

この事業の成功の為に、地権者の皆様はじめ市民の皆さんの協力が不可欠です。

代表質問

この1年間で2回の代表質問、下記はその質問項目です。
※詳しくは、ホームページの議事録から検索できます。事務所に置いています。

- | 平成十九年九月議会 | 平成二十年六月議会 |
|---|--|
| <p>代表質問 質問項目 答弁者 潮合知事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次期知事選について 2 行財政問題について 3 道州制について 4 水俣病問題について 5 高校再編について 6 川辺川問題等について 7 少子化対策の推進について 8 農林業問題について 9 県内の歴史文化遺産の活用について 10 医療制度改革に伴う療養病床の再編成について | <p>代表質問 質問項目 答弁者 蒲島知事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県政運営の基本姿勢について (1) 行政運営のキーワードについて (2) 政治姿勢について (1) 行政改革について (2) 川辺川ダム問題について (3) 水俣病問題について (1) 知事の基本的考え方について |



前川おさむのホームページ
<http://www.16.plala.or.jp/osamu-m/>
 「前川おさむ」で検索して「前川おさむホームページ」をクリックされますと簡単です。

前川おさむ 検索

「熊本県中小企業振興基本条例」 第3回ローカルマニフェスト大賞 優秀成果ノミネート



昨年二月定例議会で、自民党県議団として議員提案した「中小企業振興基本条例」が第三回ローカルマニフェスト大賞の優秀成果賞にノミネートされました。ローカルマニフェスト大賞とは、地方自治体の首長・議会の活動実績を募集・表彰するもので、主催はローカルマニフェスト地方議連(会長 北川正恭早稲田大学教授・前三重県知事)と(社)日本青年会議所です。第三回目となる今回は、全国から四百二十八団体・九百七十一件の応募の中からノミネートで、この条例はがんばる熊本の中小企業を応援する県民や県行政の根拠とする為、前川県議が起草したものです。

北川正恭早稲田大学教授・前三重県知事(社)日本青年会議所所長

北川正恭早稲田大学教授・前三重県知事(社)日本青年会議所所長

北川正恭早稲田大学教授・前三重県知事(社)日本青年会議所所長

熊本県中小企業振興基本条例

熊本県の中小企業は、これまでの経済活動を通して地域の歴史、伝統、文化を育み、県内全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化する中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は非常に大きいものがある。

このような状況の中、活力と希望あふれる熊本を築くためには中小企業の自助努力はもちろん、意欲ある中小企業を社会全体で育てて支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第6条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が熊本県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、熊本県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な産業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術及び優れた産業基盤並びに豊かな自然、歴史、伝統、文化等の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的活用を図ることにより、推進されなければならない。

(基本方針等)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の支援を行う体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保
- (3) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化
- (4) 研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保
- (5) 中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進

- (6) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進
- (7) 中小企業者の振興に資する企業立地の促進
- (8) 地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備
- (9) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備

2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。
- (3) 中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実を努めること。
- (4) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。
- (5) 市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。

(財政上の措置)

第5条 県は、前条の基本方針に基づき施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員への福利厚生への向上に自主的に努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域貢献に努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第7条 県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。
 (提案理由)
 中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第6条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、制定する必要がある。
 これが、この条例案を提案する理由である。